

## 弊社会員規約の改定について (2018.10)

2018年10月28日をもちまして弊社「きたぎんUCカード会員規約」及び「きたぎんUC法人カード会員規約」を一部改定いたしましたので、カード規約第19条（規約の改定並びに承認）及び法人カード規約第20条（規約の改定並びに承認）に基づきお知らせいたします。

なお、改定する会員規約の改定箇所、内容は以下のとおりです。（下線部は改定部分を示します。）

### 1. 改定する会員規約

- ・きたぎんUCカード会員規約
- ・きたぎんUC法人カード会員規約

### 2. 改定箇所と内容

#### 【きたぎん UC カード会員規約】

改定箇所	改定内容
<p><b>第1条（会員—本人会員・家族会員）</b></p> <p>1. （略）</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承諾のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. （略）</p> <p><b>第2条（カードの発行と管理）</b></p> <p>1. （略）</p> <p>2. 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、会員には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カードは、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p>	<p><b>第1条（会員—本人会員・家族会員）</b></p> <p>1. （略）</p> <p>2. 家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のカード利用について本規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、当社が適当と認めた方とします。</p> <p>3. （略）</p> <p><b>第2条（カードの発行と管理）</b></p> <p>1. （略）</p> <p><u>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」称します。）が表示されています。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときには、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</u></p> <p>3. 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した<u>会員本人</u>のみが使用でき、<u>カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負</u></p>

5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。

6. (略)

7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

#### 第4条 (暗証番号)

1. 当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

(イ) 会員からのお申し出のない場合。

(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2. (略)

3. カード利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、本人会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第5条 (カード利用可能枠)

1. 当社は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスのご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. (略)

3. (略)

4. 第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

5. カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、

担とします。

5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失がなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。

6. (略)

7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。

#### 第4条 (暗証番号)

1. 当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

(イ) 本人会員からのお申し出のない場合。

(ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2. (略)

3. 会員が、本人会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第5条 (カード利用可能枠)

1. 当社は第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスごとに、カード利用可能枠を設定いたします。会員は未決済利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。なおショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. (略)

3. (略)

4. 第1項にかかわらず、第29条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシングサービスの利用可能枠の範囲内で当社が決定した額を限度とする利用可能枠を定め、会員は、キャッシング(1回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止がで

増額、減額又は利用停止ができるものとします。

#### 第6条（複数枚カード保有における利用可能枠）

当社の発行するカードを複数枚保有している場合、各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードにおける利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

#### 第7条（代金決済）

- 第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）のご利用代金は、原則として毎月10日に締め切り（以下「締切日」と称します。）、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定した金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。
- 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63%（税込）を加算したレートを適用するものとします。
- 当社は前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
- （略）

#### 第9条（費用の負担）

本人会員のご都合による第7条第1項以外のお支払方法より発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員のあいだで締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。

きるものとします。

#### 第6条（複数枚カード保有における利用可能枠）

カードを複数枚保有している場合、当社が定める一部のカードを除いて各カード毎に定められた利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。但し、それぞれのカードの利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

#### 第7条（代金決済）

- 第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービス（それらの手数料・利息を含みます。）の利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」と称します。）に締め切り、当月15日（以下「算定日」という）に算定したものを、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。）に本人会員が予め指定し、当社が認めた金融機関口座（以下「お支払預金口座」と称します。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。
- 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。
- 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払い月の前月末頃、本人会員が予め届出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
- （略）

#### 第9条（費用の負担）

本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当社と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。

### 第10条（退会及びカードの利用停止と返却）

1. 本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い、返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

(ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(ハ) ～ (七) (略)

(新設)

(新設)

3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。
  - (イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。
  - (ロ) 会員は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。

### 第11条（期限の利益喪失）

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、ただし

なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

### 第10条（退会及びカードの利用停止と返却）

1. 本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合カードは当社の指示する方法に従い、返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。
2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カード及び第16条第1項(ト)に定める付帯サービスの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

(ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

(ハ) ～ (七) (略)

(ウ) 本人会員が死亡した場合。

(カ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。

3. 前二項の場合、当該会員は以下の事項に同意するものとします。

(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

(ロ) 第20条第5項に定める継続的サービスの支払にカードを使用している場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。

(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。

### 第11条（期限の利益喪失）

1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ち

にその債務を履行するものとします。

- (イ) キャッシングサービス又はショッピングサービスの1回払いのご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- (ロ) ショッピングサービス（1回払いを除く）のご利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
- (ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- (ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。

2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

- (イ) ～ (ホ) (略)

#### 第12条（遅延損害金）

- 1. 本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足し、ご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い、分割払いは年利率6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年利率20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
- 2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い、分割払いは年利率6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年利率20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
- 3. 前二項いずれも計算方法は、日割計算とします。

#### 第13条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）

- 1. 万一会員がカードを盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と総称します。）され、又は紛失した場合は、速や

にその債務を履行するものとします。

- (イ) 第28条第1項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- (ロ) ショッピングサービス（1回払いを除く）の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
- (ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- (ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。

2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

- (イ) ～ (ホ) (略)

#### 第12条（遅延損害金）

- 1. 約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額（ショッピングサービスのリボルビング払いについてはその手数料を除きます。）に対して当該約定支払日の翌日から完済に至るまで、第20条第1項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。但し、ショッピングサービスの2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは支払債務の残金全額に対し年6.0%で計算された額を超えないものとします。
- 2. 本規約に基づく債務において期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の残金全額に対して第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年14.6%、2回払い・ボーナス一括払い、分割払いは年6.0%、第28条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。
- 3. 前二項いずれも計算方法は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算とします。

#### 第13条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）

- 1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、

かに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。

2. (略)

3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。

(イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。

(ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。

(ハ) 第2条第4項に違反して第三者にカードを使用した場合。

(ニ) ～ (ホ) (省略)

(ヘ) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。

(ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、又は提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査に協力をしない場合。

(チ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。

(新設)

4. (略)

#### 第14条 (届出事項の変更)

1. (略)

2. 前項の届出がないために当社から送付する通知書、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

3. (略)

#### 第16条 (その他の承諾事項)

1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。

(イ) 当社がカードに関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を第三者に委託することについて予め同意するものとします。

(ロ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票そ

又はカードを紛失した場合は、会員は速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。

2. (略)

3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。

(イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。

(ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。

(ハ) 第2条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用した場合。

(ニ) ～ (ホ) (省略)

(ヘ) 本規約のいずれかに違反した場合。

(ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。

(チ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第4条第3項但し書きに該当する場合を除きます。

(リ) 第1項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。)において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。

4. (略)

#### 第14条 (届出事項の変更)

1. (略)

2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

3. (略)

#### 第16条 (その他の承諾事項)

1. 本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。

(イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。

(ロ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利

他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。

(ハ) 当社が会員にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

(ニ) 当社が本人会員に対して貸付けの契約にかかる勧誘を行うこと。

(新設)

(新設)

(新設)

2. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認を完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

#### 第16条の2（反社会的勢力の排除）

1. 本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当、関係しないことを確約するものとします。

(イ)～(リ) (略)

(ヌ) その他これらに準じる者

(以下総称して「暴力団員等」という)

2. (略)

3. (略)

(イ)～(ロ) (略)

(新設)

用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。

(ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

(ニ) 当社が本人会員に対して貸付けの契約にかかる勧誘を行うこと。

(ホ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正利用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービス及び第28条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

(ヘ) (ホ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。

(ト) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規定等があるときは、それに従うこと、また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。

(フ) 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認を完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第28条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

#### 第16条の2（反社会勢力の排除）

1. 本人会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(イ)～(リ) (略)

(ヌ) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

(ル) その他これらに準じる者

(以下総称して「暴力団員等」という)

2. (略)

3. (略)

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する

### 第17条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第19条（規約の改定並びに承認）

当社は本規約の一部もしくは全てを変更する場合は、きたぎんユーシーホームページ（<http://www.echna.ne.jp/~kuc>）での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。

### 第20条（カード利用方法）

1. 会員は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名にかえて、暗証番号を入力するなど当社が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。

（イ）当社と契約した加盟店。

（ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

（ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続を省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

4. 会員は換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。

こと。

### 第17条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 第19条（規約の改定並びに承認）

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、きたぎんユーシーホームページ（<http://www.echna.ne.jp/~kuc>）での告知その他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容をご承認いただいたものとみなします。

### 第20条（カード利用方法）

1. 会員は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。

（イ）当社と契約した加盟店。

（ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

（ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。

2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取り消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

4. 会員は換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く）の購入を目的とするショッピ

(新設)

#### 第21条 (加盟店への連絡等)

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを了承するものとしします。

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

(ハ) 通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があること。

#### 第22条 (債権譲渡)

1. 会員はショッピングサービスにより生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期並びに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め承諾するものとしします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとしします。

(イ) ~ (ハ) (略)

2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員がカードを提示してご署名いただいた売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。

ングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担になることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとしします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとしします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとしします。

#### 第21条 (加盟店への連絡等)

会員のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、会員はこれを予め承認するものとしします。

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。

(削除)

#### 第22条 (債権譲渡)

1. 会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた加盟店の会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとしします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとしします。

(イ) ~ (ハ) (略)

2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員が利用したショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。

### 第23条（支払区分）

1. ～ 3. （略）

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ) 毎月の支払い元金は、締切日におけるリボルビング利用残高（以下「利用残高」と称します。）に応じて、会員が申し込み時に予め選択した支払いコースにより定める金額とし、当社所定の手数料をこれに加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、入会后に会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。

(ロ) 手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々の利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の当社指定日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。

(ハ) （略）

5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項（イ）（ロ）により計算します。

6. （略）

### 第24条（商品の所有権）

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

### 第26条（支払停止の抗弁）

1. ～ 4. （略）

5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

### 第23条（支払区分）

1. ～ 3. （略）

4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。

(イ) 毎月の支払い元金は、末尾「毎月の支払元金（支払コース）」記載の支払コースの中から会員が申し込み時に予め選択し当社が認めたものとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額（以下「弁済金」と称します。）をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。

(ロ) 手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々のリボルビング利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日（うるう年は年366日）で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知します。

(ハ) （略）

5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項（イ）（ロ）により計算します。なお、2回払い分をリボルビング払いに変更する場合には変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に応答する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の利用代金分が対象となるものとします。

6. （略）

### 第24条（商品の所有権）

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを会員は認めるものとします。

### 第26条（支払停止の抗弁）

1. ～ 4. （略）

5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

(イ) 売買契約が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

(ロ) ～ (ハ) (略)

(ト) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

6. (略)

#### 第29条 (キャッシングサービスの利率等)

1. ～ 2. (略)

3. 利息は、毎月締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの日割計算とします。但し、第1回目の利息は、ご利用日(キャッシング(1回払い)についてはご利用日の翌日)から第1回目の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。

4. (略)

#### 第30条 (キャッシングサービスの支払方法等)

1. (略)

2. キャッシング(リボ)の返済については次のとおりとします。

(イ) 返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の2種類から選択するものとします。なお、当社が認めた場合は、ボーナス月のみ元金返済方式を選択することができるものとします。

(ロ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第29条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、前月10日の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。

3. 当社所定の方法で申込、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。

#### 第32条 (ご利用・ご返済にかかる書面)

1. 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、又は、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。

(イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

(ロ) ～ (ハ) (略)

(削除)

6. (略)

#### 第29条 (キャッシングサービスの利率等)

1. ～ 2. (略)

3. 利息は、締切日の融資金残高に対し前回の約定支払日の翌日から次回の約定支払日までの年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。但し、初回利息は、ご利用日の翌日から初回約定支払日までの日割計算によって計算した金額とします。また、キャッシング(リボ)の場合には、ご利用日にご返済いただく場合、1日分の利息をお支払いいただきます。なお、融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分について本人会員に支払い義務はありません。

4. (略)

#### 第30条 (キャッシングサービスの返済方法等)

1. (略)

2. キャッシング(リボ)の返済については次のとおりとします。

(イ) 返済方法は元金定額返済方式、ボーナス月元金増額返済方式の2種類から選択するものとします。なお、当社が認めた場合は、ボーナス月のみ元金返済方式を選択することができるものとします。

(ロ) 毎月の返済額は、後記「キャッシングサービスのご案内」に定める返済元金と第29条で定める利率により当社所定の方法で計算された利息との合計金額とします。但し、キャッシング(リボ)の融資金残高が上記返済元金に満たない場合は、その融資金残高を元金とします。

(ハ) 本人会員から申込みがあり、当社が認めた場合は返済方法及び返済元金を変更することができます。

#### 第32条 (ご利用・ご返済にかかる書面)

1. 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するものとします。但し、当社が当該書面に代えて毎月一括記載により書面を交付することについての承諾を本人会員から得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。

<p>2. 前項の一括記載交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限又は中止することがあります。</p>	<p>(削除)</p>
<p>3. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又は返済がある場合、変動することがあります。</p>	<p>2. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又は返済がある場合、変動することがあります。</p>

### 【UC ゴールドカード会員特約】

改定箇所	改定内容
<p>きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約を承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。</p>	<p>きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約（以下「<u>会員規約</u>」<u>と称します。</u>）及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。</p>

### 【UC リボカード特約】

改定箇所	改定内容
<p><b>第1条（リボルビング払い専用カード）</b> きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、きたぎんUCカード会員規約（以下「<u>会員規約</u>」<u>と称します。</u>）及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとします。あるいはカードに追加してリボカードを発行し貸与いたします。前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します。</p>	<p><b>第1条（リボルビング払い専用カード）</b> きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、きたぎんUCカード会員規約（以下「<u>会員規約</u>」<u>と称します。</u>）及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとし、<u>又はカードに追加してリボカードを貸与するものとします（前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します）。</u></p>
<p><b>第2条（利用代金の支払い）</b> リボカードのご利用代金の支払区分は、会員規約第23条に定めるリボルビング払いを指定したものとします。但し、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなる場合があります。また、<u>会員がリボカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。</u></p>	<p><b>第2条（<u>ショッピングサービス支払区分</u>）</b> リボカードによる<u>ショッピングサービス</u>の支払区分は、<u>会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず</u>、リボルビング払いを指定したものとします。但し、<u>会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。</u>また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなる場合があります。</p>
<p><b>第3条（リボカード追加型）</b> 1. (略)</p>	<p><b>第3条（リボカード追加型）</b> 1. (略)</p>

<p>2. 会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることを予め承諾するものとします。</p> <p>3. リボカード追加型によっては、会員規約のキャッシング(リボ)については利用できないものとします。</p> <p>4. (略)</p> <p><b>第4条 (リボカード専用型)</b> 会員は、当社の指定する加盟店において、リボカード専用型によりカードと同様の方法で商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。但し、リボカード専用型によっては1回払いの指定はできないものとします。</p> <p><b>第5条 (リボカードの所有権等)</b> リボカードの所有権・有効期限・更新・解約は、会員規約の各該当条項を準用することとします。</p> <p><b>第6条 (会員規約の適用)</b> 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p>	<p>2. 会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることを予め<u>ご承認いただきます。</u></p> <p>3. <u>リボカード追加型は、キャッシング(リボ)は利用できないものとします。</u></p> <p>4. (略)</p> <p><b>第4条 (会員規約の適用)</b> 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>【第4条に繰上げ】</p>
--	--

**【UCカードフリーボ特約】**

改定箇所	改定内容
<p><b>第4条 (リボルビング払い)</b> 本カードにおいて、会員がリボルビング払いを指定した場合は、きたぎんUCカード会員規約第23条第5項を次のとおり読み替えることとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手数料は、毎月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの日々の利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>第4条 (リボルビング払い)</b> 本カードにおいて、会員がリボルビング払いを指定した場合は、きたぎんUCカード会員規約第23条第5項を次のとおり読み替えることとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手数料は、毎月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの日々の利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年365日<u>(うるう年は年366日)</u>の日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。</p> <p>(3) (略)</p>

**【UC立替払加盟店利用特約】**

改定箇所	改定内容
<p><b>第1条 (本特約の主旨)</b> 1. 本特約は、きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)又は会員規約第20条第1項(ロ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権</p>	<p><b>第1条 (本特約の主旨)</b> 1. 本特約は、きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)又は<u>きたぎんUCカード</u>会員規約<u>(以下「会員規約」と称します。)</u>第20条第1項(ロ)の</p>

譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるサービス利用料、ショッピング利用代金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。

- 立替払加盟店において、会員はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、ショッピングサービスを受けることができますものとします。
- 前項の場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代ってサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。

### 第2条（本特約の適用範囲）

- 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、当社の定める会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承認に関する条項は適用されないものとします。
- 本特約に定めのない事項についてはすべて会員規約が適用されるものとします。

### 第3条（求償金債権、債務）

会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。

クレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合<sup>②</sup>、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。

- 立替払加盟店において、会員がショッピングサービスを利用した場合、当社は会員の委託に基づき、会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、会員は予め異議なくこれを承諾します。  
(削除)

### 第2条（本特約の適用範囲）

- 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承諾に関する条項は適用されないものとします。
- 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

### 第3条（求償金債権、債務）

本人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた会員のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が本人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。

## <ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内 (改定前)

### 1. 毎月の支払い元金（支払いコース）

利用残高	毎月の支払い元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上 6万円まで（5千円単位） ゴールドカードは1万円 以上	未決済残高の5%（1円単位）但し、最低支払い元金1万円
20万円超は 20万円増す ごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算		

注：利用残高が毎月の支払い元金に満たない場合、翌月の支払い元金は利用残高の全額となります。

### 2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

#### (1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません）

弁済金 10,000円

#### (2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分

$$(80,000円 \times 15.00\% \times 26日 \div 365日) + (70,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 998円$$

弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金 (7月10日締切)

支払い元金 10,000円

手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分

$$(70,000円 \times 15.00\% \times 25日 \div 365日) + (60,000円 \times 15.00\% \times 5日 \div 365日) = 842円$$

弁済金 10,000円 + 842円 = 10,842円

注：残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払い元金に読み替えて算定するものとします。

### (改定後)

#### 1. 毎月の支払元金 (支払コース)

利用残高	毎月の支払元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以上6万円まで(5千円単位)* ゴールドカードは1万円以上	未決済残高の5%(1円単位)但し、最低支払い元金1万円
20万円超は 20万円増すごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算		

注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

#### 2. お支払い例 (定額1万円コース・実質年率15.00%の場合)

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金 (5月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 0円 (ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません)

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金 (6月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分

$$(80,000円 \times 26日 + 70,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 998円$$

弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円

(3) 8月5日に支払う弁済金 (7月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分

$$(70,000円 \times 25日 + 60,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 842円$$

弁済金 10,000円 + 842円 = 10,842円

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

注：残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。

＜UCカードフリーボ＞リボルビング払いのご案内  
(改定前)

1. 毎月の支払い元金（支払いコース）

利用残高	毎月の支払い元金					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額：1千円以上 カード利用限度額まで (1千円単位)	未決済残高の5%（1円単位） 但し、最低支払い金額1万円
20万円超は 20万円増すごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算		

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 0円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。 ※6月6日～7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。）

弁済金 10,000円

(3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切）

支払い元金 10,000円

手数料 6月6日～7月5日分

$$70,000円 \times 15.00\% \times 30日 \div 365日 = 863円$$

弁済金 10,000円 + 863円 = 10,863円

(改定後)

1. 毎月の**支払元金**（支払いコース）

利用残高	毎月の <b>支払元金</b>					
	残高スライドコース				定額コース	定率コース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース		
20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額：1千円以上 カード利用限度額まで (1千円単位)	未決済残高の5%（1円単位） 但し、最低支払い金額1万円
20万円超は 20万円増すごとに	1万円 加算	2万円 加算	3万円 加算	4万円 加算		

2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合）

5月1日に80,000円をご利用の場合

(1) 6月5日に支払う**支払元金**（5月10日締切）

**支払元金** 10,000円

手数料 0円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。）

弁済金 10,000円

(2) 7月5日に支払う**支払元金**（6月10日締切）

**支払元金** 10,000円

手数料 0円（ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料

計算の対象となりません。

※6月6日～7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。）

弁済金 10,000円

(3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切)

支払元金 10,000円

手数料 6月6日～7月5日分

$70,000円 \times 15.00\% \times 30日 \div 365日 = 863円$

弁済金 10,000円 + 863円 = 10,863円

### <キャッシングサービス>のご案内

(改定前)

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
キャッシング (1回払い)	利用可能枠(1～30万円)の範囲内 (1万円単位)	年利18.00%(ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	23日～56日	1回	不要
キャッシング (リボ) (※1)	利用可能枠(1～300万円)の範囲内(1万円単位)	利用可能枠が100万円未満の場合→年利18.00% (※2) 100万円以上の場合→年利15.00%	・元金定額返済(1万円～5万円) (※3)・ボーナス月元金増額返済・ボーナス月のみ元金返済 (※4) (5万円以上)	100万円未満の場合→1ヶ月～160ヶ月 100万円以上の場合→1ヶ月～100ヶ月	100万円未満の場合→1回～160回 100万円以上の場合→1回～100回	不要

※1：家族会員は、キャッシング（リボ）をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング（リボ）のご融資内容を変更いただけない場合があります。

※2：ご利用可能枠が100万円未満の場合、UCゴールドカード会員は実質年利15.00%となります。

※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は5千円～5万円となります。

※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。

●遅延損害金 年利 20.0%

(改定後)

名称	融資金	融資利率	返済方式	返済期間	返済回数	担保
キャッシング (1回払い)	利用可能枠(1～30万円)の範囲内(1万円単位)	実質年率18.00%(ご利用日の翌日から返済日までの日割計算)	元利一括返済	23日～56日	1回	不要
キャッシング (リボ) (※1)	利用可能枠(1～300万円)の範囲内(1万円単位)	利用可能枠が100万円未満の場合→実質年率18.00% (※2) 100万円以上の場合→実質年率15.00%	・元金定額返済(1万円～5万円) (※3)・ボーナス月元金増額返済・ボーナス月のみ元金返済 (※4) (5万円以上)	100万円未満の場合→1ヶ月～160ヶ月 100万円以上の場合→1ヶ月～100ヶ月	100万円未満の場合→1回～160回 100万円以上の場合→1回～100回	不要

※1：家族会員は、キャッシング（リボ）をご利用いただけません。また、一部提携カードの会員はキャッシング（リボ）のご融資内容を変更いただけない場合があります。

※2：ご利用可能枠が100万円未満の場合、UCゴールドカード会員は実質年率15.00%となります。

※3：元金定額返済における月々の返済元金は、当社が認めた場合は5千円～5万円となります。

※4：ボーナス月のみ元金返済方式は、当社が認めた場合に限りご利用いただけます。

●遅延損害金 実質年率 20.0%

【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
<p><b>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</b></p> <p>（1）会員は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報</p> <p>④会員が申告した会員の資産、負債、収入、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤会員の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>⑥～⑧ （略）</p> <p>⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報</p> <p>（2） （略）</p> <p><b>第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）</b></p> <p>（1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内</p> <p>③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発</p>	<p><b>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</b></p> <p>（1）会員は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）<u>の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）</u>を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、<u>その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む）、</u>職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項</p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報<u>等のご利用状況及び契約の内容に関する情報</u></p> <p>③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況<u>等各取引に関する客観的事実に基づく情報</u></p> <p>④会員が申告した会員の資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報</p> <p>⑤会員の来店、問い合わせ、<u>当社との連絡時における申出等</u>により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）</p> <p>⑥～⑧ （略）</p> <p>⑨<u>インターネット、</u>官報や電話帳等一般に公開されている情報<u>のうち、当社が会員に関する情報と判断したものの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）</u></p> <p>（2） （略）</p> <p><b>第2条（<u>第1条以外での</u>個人情報の利用）</b></p> <p>（1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージ<u>その他インターネット上の連絡等</u>による営業案内、関連するアフターサービス</p> <p>②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージ<u>その他インターネット上の連絡等</u>による営業案内</p> <p>③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発</p>

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ (<http://www.echna.ne.jp/~kuc/>) に常時掲載しております。

(2) ~ (3) (略)

#### 第4条 (個人信用情報機関への登録・利用)

(1) ~ (2) (略)

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。

㈱シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号 0120-810-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

登録期間

①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年間

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年間

※㈱シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

㈱日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号 0570-055-955

ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp>

登録情報 本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名及びその数量等、支払い回数等)、返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ (<http://www.echna.ne.jp/~kuc/>) に常時掲載しております。

(2) ~ (3) (略) 会

#### 第4条 (個人信用情報機関への登録・利用)

(1) ~ (2) (略)

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。

㈱シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

お問い合わせ先 0120-810-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

登録期間

①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内

※㈱シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

㈱日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

[〒110-0014 東京都台北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館](http://www.jicc.co.jp)

電話番号 0570-055-955

ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp/>

登録情報 本人を特定するための情報 (氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報 (入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延

実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、照会日から6ヶ月以内
- ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

(4) 提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558

ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第9条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

登録期間

- ① 本契約にかかる申込みをした事実は、当社が株式会社日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
- ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報が登録されている期間
- ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④取引事実に関する情報は、契約発生中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

(4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/>

※ 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第9条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

■ 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担当役員）を設置しております。

【きたぎん UC 法人カード会員規約】

改定箇所	改定内容
<p><b>第1条 (法人会員及びカード使用者)</b></p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、きたぎんUC法人カード会員規約(以下、「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人を法人会員とします。</p> <p>2. <u>法人会員に所属する役職員で、法人会員が代理人として指定し当社が適当と認めた方をカード使用者とします。</u></p> <p>3. 法人会員は、当社との連絡のため連絡担当者(以下「管理責任者」と称します。)を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社よりの連絡・通知等は管理責任者に行なうことによって法人会員に行なったものとしします。</p> <p><b>第2条 (連帯責任)</b></p> <p>法人会員とカード使用者は、カードにより生ずる一切の責任について連帯して引き受けるものとしします。但し、カード使用者の支払い責任は、年会費並びに自己に貸与されたカードの使用、自己の申し込んだ通信販売及び各種サービスの利用によって生ずる債務・諸手数料に限られます。</p> <p><b>第3条 (カードの発行)</b></p> <p>1. 法人会員にはそのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。</p> <p>4. カードは、カード表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者ご本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。</p>	<p><b>第1条 (法人会員及びカード使用者)</b></p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、きたぎんUC法人カード会員規約(以下、「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人を法人会員とします。</p> <p>2. <u>法人会員が代理人として指定した役職員で、当該役職員が本規約を承認し、</u>当社が適当と認めた方をカード使用者とします。</p> <p>3. 法人会員は、当社との連絡のため管理責任者を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は管理責任者に行なうことによって法人会員に行なったものと<u>みな</u>します。</p> <p><b>第2条 (カードの使途及び連帯責任)</b></p> <p><u>カードの利用目的は、事業性のものに限るものとし、</u>法人会員とカード使用者は、カードにより生ずる一切の責任について連帯して引き受けるものとしします。但し、カード使用者の支払い責任は、年会費並びに自己に貸与されたカードの使用、自己の申し込んだ通信販売及び各種サービスの利用によって生ずる債務・諸手数料に限られます。</p> <p><b>第3条 (カードの発行)</b></p> <p>1. <u>カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字されている3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。)が表示されています。</u>法人会員には、そのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。<u>また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができます。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には<u>カード及びカード情報</u>を善良なる管理者の注意をもって使用<u>管理</u>していただきます。</p> <p>4. カード<u>及びカード情報</u>は、カード表面に<u>名前</u>が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者<u>本人</u>のみが利用でき、<u>カード</u>を他人に貸与、<u>預託</u>、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。<u>また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。</u></p>

5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは、法人会員及び当該カード使用者が連帯して引き受けるものとします。

6. (略)

7. カードの有効期限が到来する際、当社は引き続き法人会員並びにカード使用者として適当と認めた場合、新しいカードと会員規約を管理責任者があらかじめ指定した送付先に送付します。なお有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

(新設)

#### 第5条(暗証番号)

1. 当社はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

(イ)～(ロ) (略)

2. (略)

3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、法人会員及びカード使用者はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第6条(カード利用可能枠)

1. カード利用可能枠はカード使用者1名につき当社が決定した額を限度とし、カード使用者の未決済ご利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条におけるご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2.～5. (略)

#### 第7条(代金決済)

1. 第21条第1項に定めるショッピングサービス(諸手数料を含みます。)のご利用代金は、原則として毎月10日に締切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機

5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは、法人会員及び当該カード使用者が連帯して引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

6. (略)

7. カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めたときは、新しいカードと本規約を管理責任者が予め指定した送付先に送付します。なお有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。

8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。

#### 第5条(暗証番号)

1. 当社は法人会員又はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。

(イ)～(ロ) (略)

2. (略)

3. 法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は法人会員及びカード使用者の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第6条(カード利用可能枠)

1. カード利用可能枠はカード使用者1名につき当社が決定した額を限度とし、カード使用者の未決済利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、年会費、通信販売・電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。

2. から 5. (略)

#### 第7条(代金決済)

1. 第21条第1項に定めるショッピングサービス(諸手数料を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。)に締切り、翌月5日(金融機

関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。

なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。また、お支払い方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63% (税込) を加算したレートを適用するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で法人会員があらかじめ届け出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。
4. (略)

#### 第10条 (退会及びカードの利用停止と返却)

1. 法人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。また、法人会員は当社あて所定の手続きをすることにより、特定のカード使用者のカード使用取り消しをすることができます。この場合、法人会員は当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。
2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。  
(イ) ~ (ハ) (略)  
(ニ) 信用情報機関の情報により、法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。  
(ホ) 第21条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとして当社が認めた場

関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。)に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。また、お支払い方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。

2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。
3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、普通郵便で法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。
4. (略)

#### 第10条 (退会及びカードの利用停止と返却)

1. 法人会員は、所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。
2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知、催告を要せずして、カード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格取消、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。  
(イ) ~ (ハ) (略)  
(ニ) 個人信用情報機関の情報により、法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。  
(ホ) 第21条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないとして当社が認めた場

<p>合。</p> <p>(へ) ~ (ト) (略)</p> <p>(チ) 法人会員又はカード使用者が当社と締結した他の規約等において、カードの利用停止又は会員資格を取り消された場合。</p> <p>(リ) ~ (ル) (略)</p> <p><u>(ヲ) 住所変更の届け出を怠るなど法人会員の責めに帰すべき事由によって法人会員の所在が不明となり、当社が法人会員への通知・連絡について不能と判断した場合。</u></p> <p>(ワ) (略)</p> <p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。</p> <p>(ロ) 法人会員及びカード使用者は会員番号等を登録した加盟店に対してすみやかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。</p> <p>(新設)</p> <p>4. <u>第1項又は第2項に該当した場合、法人会員はそのカード使用者全員のカードをただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。但し、特定のカード使用者の使用取り消しのとき、又はカード使用停止の場合で当社が認めるときは、当該カード使用者のカードを返却するものとします。</u></p> <p>5. <u>退会、カード使用取り消し、資格取り消し又はカード使用停止をされた後にカードが使用された場合には、その代金の全額をただちにお支払いいただきます。</u></p> <p><b>第12条 (期限の利益喪失)</b></p> <p>1. 法人会員又はカード使用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日にご利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p>(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p>	<p><u>合、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。</u></p> <p>(へ) ~ (ト) (略)</p> <p>(チ) 法人会員又はカード使用者が当社と締結した<u>各種取引</u>において、<u>期限の利益を喪失した</u>場合。</p> <p>(リ) ~ (ル) (略)</p> <p><u>(ヲ) 第15条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員又はカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合</u></p> <p>(ワ) (略)</p> <p>3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。</p> <p>(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き<u>本規約</u>の効力が維持される<u>こと</u>。</p> <p>(ロ) <u>第21条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員及びカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。</u></p> <p><u>(ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。</u></p> <p>4. <u>法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。</u></p> <p>5. <u>資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。</u></p> <p><b>第12条 (期限の利益喪失)</b></p> <p>1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 支払期日に<u>利用代金</u>の支払いを1回でも遅滞したとき。</p> <p><u>(ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</u></p> <p>(ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞</p>
--	---

(二) 破産・民事再生・特別清算・会社更生等の倒産手続きの申し立てを受けたとき。又は自らこれらの申し立てをしたとき。

2. 法人会員又はカード使用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。

(イ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。

(ロ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(ハ) 法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。

(ニ) 法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。

(ホ) 法人会員又はカード使用者が、第17条の2第1項又は第2項に違反したとき又は、当社が、第17条の2第3項に定める報告を求めた場合にもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

#### 第13条 (遅延損害金)

法人会員は、本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足するなどしてご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、また本規約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、年利率14.6%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、日割計算とします。

#### 第14条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取もしくは横領(以下「盗難」と総称します。)され、又は紛失した場合は、速やかに当社に電話等により届け出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。

2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員及び当該カード使用者の責任となります。

3. 但し、前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。

(イ) 法人会員又はカード使用者の、故意又は重大な過失に起因する場合。

(ロ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 第3条第4項に違反して第三者にカードを使用した場合。

(ホ) 当社が法人会員又はカード使用者から盗難・紛失

納処分を受けたとき。

(ホ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。

2. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。

(削除)

(イ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

(ロ) 法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。

(ハ) 法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。

(ニ) 法人会員又はカード使用者が、第17条の2第1項又は第2項に違反したとき又は、当社が、第17条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

#### 第13条(遅延損害金)

約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務について期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、年 14.6%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年 365 日 (うるう年は年 366 日) の日割計算とします。

#### 第14条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合は、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。

2. 盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員及び当該カード使用者の責任となります。

3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。

(イ) 法人会員又はカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。

(ロ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 第3条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用した場合。

(ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者から

の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。

(へ) (略)

(ト) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。

(チ) 法人会員又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、又は提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査の協力をしない場合。

(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、当社に責がある場合は除きます。

(新設)

4. (略)

#### 第15条 (届出事項の変更)

1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、管理責任者、カード使用者の氏名住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第17条第2項に基づくPEPs関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合は、ただちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。
2. 前項の変更手続きを行わないために当社から送付するカード、通知書、書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに法人会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。
3. 法人会員は、カード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、ただちに第10条第1項に従い、当社あて所定の使用取り消し手続きをしていただきます。
4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。

#### 第17条 (その他承諾事項)

1. 法人会員及びカード使用者は、当社がカード使用者に

盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。

(へ) (略)

(ト) 本規約のいずれかに違反した場合。

(チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。

(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第5条第3項但し書きに該当する場合を除きます。

(ヌ) 第1項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出 (以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。) において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。

4. (略)

#### 第 15 条 (届出事項の変更)

1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、カード使用者の氏名・住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 17 条第 2 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。
2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。
3. 法人会員は、カード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 10 条第 1 項に従い、当社あて所定の使用取消届を提出していただきます。
4. 当社は、法人会員又はカード使用者と当社との各種取引において、法人会員又はカード使用者が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

#### 第 17 条 (その他承諾事項)

1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認す

お貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行することについて予め同意するものとします。

2. (略)

#### 第17条の2 (反社会的勢力の排除)

1. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(イ)～(リ) (略)

(新設)

(ヌ) その他前各号に準じる者

(以下総称して「暴力団員等」という)

2. (略)

3. 当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めことができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(イ)～(ロ) (略)

(新設)

#### 第18条 (合意管轄裁判所)

法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員又はカード使用者の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第20条 (規約の改定並びに承認)

本規約が改定され、当社より法人会員及びカード使用者へ

るものとします。

(イ)当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報が不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

(ロ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第21条第1項に定めるショッピングサービスの利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。

(ハ)(ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカード再発行手続きをとることがあること。

2. (略)

#### 第17条の2 (反社会的勢力の排除)

1. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないこと表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。

(イ)～(リ) (略)

(ヌ)テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

(ル)その他これらに準じる者

(以下総称して「暴力団員等」という)

2. (略)

3. 当社は法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めことができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ)暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

#### 第18条 (合意管轄裁判所)

法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員又はカード使用者の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第20条 (規約の改定並びに承認)

当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の規約の送付その他当社所定の方法に

その内容の通知をし、又は新会員規約を送付したのちにカード使用者がカードを利用したときは、法人会員及びカード使用者は規約の改定を承認したものとみなします。

#### 第21条（カード利用方法）

1. カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等などへの署名にかえて、暗証番号を入力するなど当社が指定する操作方法により、ショッピングサービスを受けることができるものとします。

（イ）～（ハ） （略）

2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、前項のカードの提示、売上票等への署名等の手続を省略し、又はカード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

4. カード使用者は、換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。

（新設）

より法人会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したものとみなします。

#### 第21条（カード利用方法）

1. カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。

（イ）～（ハ） （略）

2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名等の手続を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第7条第2項の規定が準用されます。第7条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。

5. 法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は法人会員及びカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員又はカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通

知する場合があることを法人会員及びカード使用者は予め承認するものとします。

#### 第22条（加盟店への連絡等）

カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行なうことがあり、法人会員及びカード使用者はこれを了承するものとします。

（イ）～（ホ） （略）

（ヘ） 通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。

#### 第23条（債権譲渡）

1. 法人会員及びカード使用者はショッピングサービスにより生じた加盟店の法人会員及びカード使用者に対する債権の任意の時期並びに方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもあらかじめ承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとします。

（イ）～（ハ） （略）

2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がカードを提示してご署名いただいた売上票の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売等の場合は、当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。

#### 第25条（商品の所有権）

商品の所有権は、ショッピングサービスにより生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを認めるものとします。

#### 第27条（加盟店との紛議）

カードのご利用により購入した物品又は受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員及びカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。

#### 第22条（加盟店への連絡等）

カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行なうことがあり、法人会員及びカード使用者はこれを予め承認するものとします。

（イ）～（ホ） （略）

（削除）

#### 第23条（債権譲渡）

1. 法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。

（イ）～（ハ） （略）

2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売等の場合は、当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。

#### 第25条（商品の所有権）

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員及びカード使用者は認めるものとします。

#### 第27条（加盟店との紛議）

カード利用により購入した物品又は受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。

## 【UC 立替払加盟店利用特約】

改定箇所	改定内容
<p><b>第1条（本特約の主旨）</b></p> <p>1. 本特約は、きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）又はきたぎんUC法人カード会員規約第21条第1項（ロ）（ハ）のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）におけるサービス利用料、ショッピング利用代金等のカードでの決済についての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、カード使用者はカードを提示することにより、又は通信販売等の方法により、ショッピングサービスの提供を受けることができるものとします。</p> <p>3. 前項の場合、当社は法人の委託に基づき、法人会員に代ってサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承諾します。</p> <p><b>第2条（本特約の適用範囲）</b></p> <p>1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、<u>当社の定める</u>会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承認に関する条項は適用されないとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項についてはすべて会員規約が適用されるものとします。</p> <p><b>第3条（求償金債権、債務）</b></p> <p>法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたカード使用者のサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のカードショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>	<p><b>第1条（本特約の主旨）</b></p> <p>1. 本特約は、きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）又はきたぎんUC法人カード会員規約（以下「<u>会員規約</u>」）と称します。）第21条第1項（ロ）（ハ）のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合の、当該加盟店（以下「立替払加盟店」と称します。）における<u>ショッピングサービス</u>についての特約を定めたものです。</p> <p>2. 立替払加盟店において、カード使用者が<u>ショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。</u></p> <p>（削除）</p> <p><b>第2条（本特約の適用範囲）</b></p> <p>1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、<u>会員規約</u>のうち、加盟店からの債権譲渡の<u>承諾</u>に関する条項は適用されないとします。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、<u>会員規約を適用する</u>ものとします。</p> <p><b>第3条（求償金債権、債務）</b></p> <p>法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けた<u>サービス利用料</u>、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のカードショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。</p>

## 【個人事業主法人会員特約】

改定箇所	改定内容
<p>個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、きたぎんUC法人カード会員規約（以下、「本規約」と称します。）が下記のように変更されます。</p> <p><b>第1条（入会申し込み及び個人事業主法人会員）</b></p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社（以下、「当社」と称します。）に対し、本規約承認のうえ、会員の区分を指定して当社</p>	<p>個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、きたぎんUC法人カード会員規約（以下、「<u>会員規約</u>」）と称します。）<u>第1条第1項及び第17条第2項が下記のように変更されます。</u></p> <p><b>第1条（個人事業主法人会員）</b></p> <p>1. きたぎんユーシー株式会社（以下、「当社」と称します。）に対し、<u>きたぎんUC法人カード会員規約（以</u></p>

<p>が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた個人事業主を個人事業主法人会員といたします。</p> <p>2. 一般条項の第1条第2項以下の各条項内の法人は個人事業主に、法人会員は個人事業主法人会員に読みかえるものとします。</p> <p>3. 一般条項の第17条第2項を以下の内容とします。</p> <p>2. 当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとします（申告内容に変更がある場合にも同様とします。）。</p>	<p><u>下「本規約」と称します。）及び、個人事業主法人会員特約を承認のうえ、会員の区分を指定して当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた個人事業主を個人事業主法人会員といたします。</u></p> <p><u>また、本規約第1条第2項以下の各条項内の法人は個人事業主に、法人会員は個人事業主法人会員に読みかえるものとします。</u></p> <p><u>第17条（その他承諾事項）</u></p> <p><u>2. 当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとします（申告内容に変更がある場合にも同様とします。）。</u></p>
--	---

**【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】**

改定箇所	改定内容
<p>カード使用者として申込をされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</p> <p><b>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</b></p> <p>（1）カード使用者は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項</p> <p>② 各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報</p>	<p><u>申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。</u></p> <p><b>第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</b></p> <p>（1）<u>会員</u>は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①各取引所定の申込時もしくは各取引において、<u>会員</u>が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出た<u>会員</u>の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、<u>その他連絡先情報（Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）</u>、職業、勤務先、家族構成、住居状況、<u>取引目的等の事項</u></p> <p>②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報<u>等のご利用状況及び契約の内容に関する情報</u></p>

- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、その他客観的事実に基づく情報
- ④カード使用者が申告したカード使用者の資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づきカード使用者の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票等の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
- ⑧各取引に関するカード使用者の支払い能力を調査するため、カード使用者の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限り利用する場合があります。

## 第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用）

- (1) カード使用者は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
  - ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
  - ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<http://www.echna.ne.jp/~kuc/>）に常時掲載してお

- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報
- ④会員が申告した会員の資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律及び貸金業法に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等、公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
- ⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨インターネット、官報や電話帳等一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）

(2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限り利用する場合があります。

## 第2条（第1条以外での個人情報の利用）

- (1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。
- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
  - ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
  - ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
- ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<http://www.echna.ne.jp/~kuc/>）に常時掲載してお

ります。

- (2) カード使用者は、当社がユーシーカード株式会社（以下「UC社」と称します。）に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
- (3) カード使用者は、(1)①②及び前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

### 第3条（個人情報の共同利用）

- (1) 会員等は、下記の企業が下記ご案内の業務内容の為に第1条①②③④の情報を保護措置を講じた上で共同して利用することに同意します。尚、この場合の情報の管理についての責任は当社にあるものとします。
- (2) (略)

### 第4条（個人情報機関への登録・利用）

- (1) カード使用者の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」と称します。）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」と称します。）に照会し、カード使用者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。
- (2) カード使用者の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人情報機関に登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3) 加盟個人情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。  
㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階  
ナビダイヤル 0120-810-414  
ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

ります。

- (2) **会員**は、当社がユーシーカード株式会社（以下「UC社」と称します。）に対して第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、UC社がクレジットカード事業におけるUC社及びUC社の加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで利用することに同意します。
- (3) **会員**は、(1)①②及び前項の利用について、中止の申出ができます。但し、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

### 第3条（個人情報の共同利用）

- (1) **会員**は、下記の企業が下記ご案内の業務内容の為に第1条①②③の情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。尚、この場合の情報の管理についての責任は当社にあるものとします。
- (2) (略)

### 第4条（個人情報機関への登録・利用）

- (1) **会員**の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」と称します）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」と称します）に照会し、**会員及び会員の配偶者**の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。
- (2) **会員**の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人情報機関に登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、**会員**の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3) 加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。  
㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階  
お問い合わせ先 0120-810-414  
ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

#### 登録期間

- ① 本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間
  - ② 本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年間
  - ③ 債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年間
- ※㈱シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

㈱日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

ナビダイヤル 0570-055-955

ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp>

登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

#### 登録期間

- ① 本契約にかかる申込みをした事実は、照会日から6ヶ月以内
- ② 本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
- ③ 契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④ 取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

#### 登録期間

- ① 本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間
  - ② 本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
  - ③ 債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
- ※㈱シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

㈱日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号  
住友不動産上野ビル5号館

ナビダイヤル 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

登録情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

#### 登録期間

- ① 本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
- ② 本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報が登録されている期間
- ③ 契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
- ④ 取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

(4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。  
全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558  
ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic>  
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関と  
その関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

#### 第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) カード使用者は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求ができます。

- ①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- ②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

#### 第7条 (契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

- ①カード使用者との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用
- ②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録

(2) 各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は

(4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。  
全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
TEL03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558  
ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/>  
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関と  
その関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

#### 第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

- ①当社に開示を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- ②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第6条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条(1)①②及び(2)に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

#### 第7条 (契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

- ①会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用
- ②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録

(2) 各取引が終了した場合でも、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期

当社所定の期間保有し、利用します。

- (3) (1) ②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されます。

#### 第8条（合意管轄裁判所）

カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

#### 第9条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はきたぎんユーザーお客様相談室にご連絡ください。

間保有し、利用します。

- (3) 第1項②は、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されます。

#### 第8条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

#### 第9条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

#### ■個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担当役員）を設置しております。

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はきたぎんユーザーお客様相談室にご連絡ください。